

2008年（平成20年）12月16日

日本貸金業協会 御中

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 清水 巖

〒655-0022

神戸市中央区元町通6丁目7番10号

元町関西ビル3階

かげやま司法書士事務所内

TEL：078-361-7201

FAX：078-361-7228

URL：<http://hyogo-c-net.com>

〔本件に関する連絡先〕

佐伯司法書士事務所

司法書士 佐伯文弘

TEL：078-362-5620

FAX：078-362-5621

## 消費者金融業者の広告における貸付金利に関する意見書

### 第1. 意見の趣旨

消費者金融業者の広告においては、「有利誤認」あるいは「おとり広告」を防止する観点から、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」を改定し、

1. 平均実質金利及び最多貸付金利を明らかにしなければならない。
2. 平均実質金利及び最多貸付金利は、最低金利・最高金利（「～以上～まで」という書き方）よりも、1.5倍以上の大きさの字で記載するなどして強調されなければならない。
3. 貸付実績の無い、あるいは、貸付実績がほとんどない最低金利を表記してはならない。

との規制を設けることを求めます。

### 第2. 意見の理由

#### 1. 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネットについて

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット（以下、「当NPO法人」と言います）は、兵庫県神戸市に事務所を置く、消費者の権利確立のために、

消費者被害防止・救済のための調査・研究及び支援事業、各種消費者被害に関する情報の収集と一般消費者等に対する普及啓発事業等を行うことを目的とする特定非営利活動法人で、2008年5月28日に、内閣総理大臣より消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定されました。なお、消費者団体訴訟制度は平成21年4月1日より「不当景品類及び不当表示防止法」にも対象が広がられます。

## 2. 消費者金融業者の広告における貸付金利表示の現状について

平成20年11月時点において、国内大手消費者金融業者4社（アコム・プロミス・武富士・アイフル）のホームページ上における貸付金利は下記のとおりとなっております。

- アコムの金利は・・・7.7%～18.0%（実質年率） 当金利は新規契約から適用されます。【アコム】
- 三井住友銀行グループのプロミスからよりよいサービスをお客様のために。新金利※登場！7.9%～17.8%（実質年率） ※お利息の利率は新規契約の方が対象となります。【プロミス】
- Brand New Takefuji 9.125%～18.0%＜実質年率＞【武富士】
- 初めてのお客様はもちろん、再度ご利用のお客様に最適な返済プランをご提案します！6.8%～18.0% 【アイフル】

電車内の広告・テレビCM・ポケットティッシュなどにおいても同様の表示がなされているものと認識しております。特に「最低金利」を「新金利登場」などとして宣伝し、あたかも最低金利による融資が受けられるものとの期待を招くものが目立つようになってきております。

## 3. 現状の金利表示の問題点

上記4社の広告における貸付金利表示を見てもわかりますとおり、多くの消費者金融業者の広告においては貸付金利について「〇〇%～〇〇%まで」と「最低金利」以上「最高金利」以下との表示がなされております。そして多くは「最低金利」と「最高金利」は同じ大きさのポイントで記載されています。

しかしながら、このような幅のある金利表示では、その範囲内にある各金利帯において顧客がどの程度の割合で融資を受けられているのか、各金利帯における貸付実績は不明ですし、その商品における最多貸付金利も平均実質金利も明らかにされておられません。上記アコムの例で言えば、7.7%で貸付を受けることのできた顧客の割合も18.0%で貸付を受けることのできた顧客の割合も不明ですし、その金利で貸付を受けることのできた顧客が最も多い最多貸付金利帯も平均実質金利も不明です。貸付金利

は消費者金融を利用する顧客の利害に最も関わる条件ですが、2倍以上の差がある金利が表示されながらそれ以上の情報が広告に明らかにされていないのです。

#### 4. 貸付金利の実態

当団体は、大手消費者金融業者4社のホームページを精査いたしました。各金利帯における貸付実績も最多貸付金利帯も平均実質金利も明らかになりませんでした。そこで、当団体では国内大手消費者金融4社に対して、平成20年4月1日から同年6月30日までの間の50万円以下の無担保融資（新規契約）について、各金利帯ごとにその新規契約件数及び割合を明らかにするように求めましたが、非公開の情報のため回答できないとのことでした（別紙資料1及び2の1～4）。

もっとも、アコムからの回答（別紙資料2の1）によりますと、50万円以下の無担保融資においては、概ね「14%超から18%以下」となっている旨の回答がございました。

また、大手消費者金融業者4社がホームページにおいて公開している「2009年3月期 第2四半期決算」によりますと以下の事実が浮かび上がりました。

- ① アコムの「2009年3月期 第2四半期決算」によりますと2008年9月時点における消費者向け無担保ローンでは「15%～18%」が74万3444口座であり「15%未満」の17万6310口座を大きく上回っています。ここには50万円を超える大口の貸付顧客や長期間取引を継続している顧客も含まれていることから、消費者金融における中心商品である50万円以下の無担保融資についての新規顧客については「15%未満」の口座数は更に減少するものと推測されます。
- ② プロミスの「四半期報告書（第48期第2四半期 自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）」においても、平成20年9月30日時点における無担保ローンでは「年率15.0%超18.0%以下」は36万1401口座であるのに対して「15.0%以下」は16万7552口座にとどまります。ここでも50万円超の大口顧客や長期取引顧客が含まれていることや、100万円以上の貸付における利息制限法上の制限金利である「15.0%」も含まれていることから、新規契約における50万円以下の無担保融資では15%以下の金利で貸付がなされた口座数は更に減少するものと推測されます。
- ③ 武富士の「四半期報告書（第42期第2四半期）自 平成20年7月1日至 平成20年9月30日」では、平成20年9月30日時点における無担保ローンでは「年率18.00%」は43万5014口座であ

るのに対し、「年率17.00%」は1万8643口座、「年率15.00%」は2万4440口座、「年率10.00%」は1万6785口座、「その他」は1万4962口座にすぎません。ここでも50万超の大口顧客や長期取引顧客も含まれていることを考慮すると新規契約における50万円以下の無担保融資では多くが最高金利である18%でしか貸付が受けられていないのではないかと推測されます。

- ④ アイフルの「四半期報告書（第32期第2四半期 自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）」では平成20年9月30日時点において「年率18.0%以上19.0%」が109万3302口座、「年率18.0%未満」が37万4040口座とされているだけであり18%未満の貸付の詳細は不明です。ここでも50万円超の大口貸付や長期取引顧客も多く含まれています。

このように大手消費者金融業者4社の四半期報告書を見ると、貸付金利の実態・詳細はなお明らかにならないものの、どの社においても無担保融資全体においては、高い金利帯による貸付口座数が、低い金利帯による貸付口座数に比べて極めて多いという事実が浮かび上がります。これまで利息制限法の制限金利である年率18%を超える融資が行われており今なお多くの顧客との関係では制限金利を超過する取引が継続されていることや上記アコムのお返答書をあわせて考慮すると実際には広告に表記されている最高金利かそれに近い高金利による貸付がなされている場合が圧倒的多数であり、「最低金利」による貸付実績はほとんどないのではないかとこの疑念を抱かざるを得ないところです。

## 5. 法令上の問題点～「おとり広告」の可能性

貸金業法16条1項は誇大広告の禁止等として、「貸金業者は、その貸金業の業務に関して広告又は勧誘をするときは、貸付けの利率その他の貸付の条件について、著しく事実と相違する表示若しくは説明をし、又は実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示若しくは説明をしてはならない」と定め、第2項は「前項に定めるもののほか、貸金業者は、その貸金業の業務に関して広告又は勧誘をするときは、次に掲げる表示又は説明をしてはならない」とし、その1号は「資金需要者等を誘引することを目的とした特定の商品を当該貸金業者の中心的商品であると誤解させるような表示又は説明」と定めております。また不当景品類及び不当表示防止法（景表法）4条1項は「事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号に掲げる表示をしてはならない」として2号において「商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者と競争関係にある他の事業

者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示」(有利誤認表示)を禁止しております。また同条項3号を受けた「おとり広告に関する表示」(平成5年4月28日公正取引委員会告示第17号)では、「取引の申出に係る商品又は役務について、取引を行うための準備がなされていない場合その他実際には取引に応じることができない場合のその商品又は役務についての表示(1号)」及び「取引の申出に係る商品又は役務の供給量が著しく制限されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合のその商品又は役務についての表示(2号)」が指定され表示が禁止されています。

もし、消費者金融業者が広告において表示する「最低金利」について貸付実績が全くない、あるいはほとんど存しない場合には、貸金業法16条1項及び2項1号、あるいは景表法4条1項2号及び3号に違反する可能性があります。消費者金融業者は、かかる疑いを払拭するために各金利帯ごとの貸付実績を明らかにするとともに、最多貸付金利帯及び平均実質金利を明らかにして、一般的・平均的な消費者が50万円以下の無担保融資という消費者金融における主力商品においていかなる金利で融資を受けることができるのかを明らかにすべきです。

## 6. 自主規制基本規則による自主規制を求めます。

貴協会は、貸金業法32条に定める事項を始めとする協会員が貸金業の業務運営に関し遵守すべき事項及びこれに関連する事項を定めることによつて、協会員の貸金業に係る業務の適正な運営を確保し、もつて、資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的として「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」を定めており、同規則においては第7節にて「広告及び勧誘に関する規則」を定められているところです。もっとも同規則では、「〇〇%~〇〇%」、「最低金利」以上「最高金利」以下との範囲を示す方式で行われる貸付金利の表示に関する規制あるいは「最低金利」の表示に関する規制は何ら設けられておりません。しかし、これまで述べてきましたとおり、「〇〇%~〇〇%」という方式で示される金利表示では、一般的・平均的消費者がいかなる金利で貸付を受けることができるのか、各金利帯における貸付の実績が分かりません。「最低金利」で融資を受けられると期待して申し込んだが「最高金利」でしか融資を受けられなかったという事態も生じうるところですが、万が一、「最低金利」による貸付実績が存在しない、あるいはほとんど存在しない場合には、「最低金利」表示は、いわゆる「おとり広告」として機能することとなり適切ではございません。上記金利表示に関する自主規制が

求められます。

規制の参考としては、金融庁「貸金業制度等の実態に関する海外調査報告」（金融庁「貸金業制度等に関する懇談会」（資料 8 - 5 - 6）<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/kinyu/f-20051208-1/09.pdf>）において報告されている、英国 OF T（公正取引庁）が公表している「広告規制」（消費者金融を対象）があります。

#### 主な規制

- i) 広告は虚偽又は誤解を与えるような情報を含んではならない。
- ii) 広告は明確でわかりやすい表現を用いなくてはならない。ローンなどについての情報は必ず表示されなくてはならない。
- iii) 重要な情報、例えば平均実質金利（APR）、宣伝文句（誘引）などは容易に確認でき、他の重要な情報と一緒に表示されなければならない。

#### 「広告の実例と問題点」

- i) 別表 2（契約条項に関連する事項で、広告中に記載されるもの）は、2. 7 パラグラフの中に表示しなければならない。
- ii) 平均実質金利は他の条項よりもより強調されなければならない（**greater prominence**）。
- iii) 平均実質金利は他の支払うべき金銭よりもより強調されなければならない。
- iv) 平均実質金利は、最低金利・最高金利（～以上～までという書き方）よりも強調されなければならない。ちなみに、最低金利と最高金利は同等の目立ち方でなければならない。
- v) 平均実質金利は、別表 2 よりも強調されなければならない。1. 5 倍以上の大きさの字で記載しなくてはならない。

英国の広告規制においては金利の表示につき詳細な規制が加えられており、その中でも「平均実質金利」（APR）に重きが置かれていることがわかります。これは、金融機関の貸付利率にある程度の幅がある場合であっても、実際の貸付金利に関する情報を可能な限り正確に消費者に伝達すべき必要があるためです。

またわが国でも「不動産の公正競争規約施行規則」では不動産の「予定広告」においては「予定最低価格（賃料）、予定最高価格（賃料）及び予定最多価格帯」を必要的な表示事項と規定しており参考となります（6 条 3 項 2 号）。

そこで、貴協会の定める自主規制においても、少なくとも

1. 平均実質金利及び最多貸付金利を明らかにしなければならないこと

2. 平均実質金利及び最多貸付金利は、最低金利・最高金利（「～以上～まで」という書き方）よりも、1.5倍以上の大きさの字で記載するなどして強調されなければならないこと

3. 貸付実績の無い、あるいは、貸付実績がほとんどない最低金利を表記してはならないこと

を定めるべきと考えます。貴協会における前向きな御検討をよろしく願い存じ上げます。なお本意見書は、金融庁・公正取引委員会等関係監督機関にも送付いたしましたことを付け加えておきます。

以 上